

# 第 15 回

天王町・昭和町・飯田川町

合併協議会会議録

開催日 : 平成16年 6月22日

場 所 : 飯田川町公民館

## 第15回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

1. 日 時 平成16年6月22日(火)午後2時～4時7分
2. 場 所 飯田川町公民館
3. 出席した委員等
- |       |         |         |         |  |  |
|-------|---------|---------|---------|--|--|
| 会 長   | 石 川 光 男 |         |         |  |  |
| 第1号委員 | 千 田 鐵太郎 | 小 玉 久 男 |         |  |  |
| 第2号委員 | 後 藤 一 志 | 堀 井 克 見 | 千 田 正 英 |  |  |
|       | 赤 平 末次郎 | 小 林 友 明 | 大 澤 一 義 |  |  |
|       | 門 間 英 也 | 佐 藤 正 信 | 伊 藤 栄 悦 |  |  |
| 第3号委員 | 佐々木 吉 男 | 鈴 木 久米雄 | 三 浦 トシ子 |  |  |
|       | 館 岡 哲   | 南 都 武 男 | 淡 路 徹   |  |  |
|       | 伊 藤 義 弘 | 鈴 木 政 亞 | 小 玉 喜久子 |  |  |
| 第4号委員 | 三 浦 貞 一 |         |         |  |  |
4. 欠席した委員 なし
5. 出席した幹事等
- |         |         |         |         |  |  |
|---------|---------|---------|---------|--|--|
| 幹 事 長   | 佐々木 嘉 一 |         |         |  |  |
| 副 幹 事 長 | 渡 邊 毅   | 間 杉 作 朗 |         |  |  |
| 幹 事     | 高 橋 利 雄 | 大 越 宏   | 鈴 木 司   |  |  |
|         | 門 間 鋼 悦 | 伊 藤 賢 志 |         |  |  |
|         | 鐙 利 行   | 千 種 肇   |         |  |  |
| 教 育 長   | 保 坂 廣治郎 | 小 林 洋   | 菊 地 紘   |  |  |
| 専門部会長   | 伊 藤 正   | 宮 田 隆 悦 | 児 玉 俊 幸 |  |  |
|         | 山 口 義 光 | 鎌 田 洋 一 | 小 林 健 一 |  |  |
|         | 肥田野 耕 二 | 菅 原 德 志 |         |  |  |
| 事 務 局   | 幸 村 公 明 | 渡 辺 雅 人 | 菅 原 龍太郎 |  |  |
|         | 村 山 久 尚 | 他6名     |         |  |  |
6. 協 議 案 件
- (1) 認 定
- ・ 認定第 1号 平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会  
歳入歳出決算の認定について
- (2) 協 議
- ・ 協議第58号《継続協議》新市建設計画について
  - ・ 協議第62号《継続協議》国民健康保険事業の取扱いについて
  - ・ 協議第64号《継続協議》自治組織(町内会等)の取扱いについて
  - ・ 協議第66号 集会施設の取扱いについて
  - ・ 協議第67号 総合発展計画・行財政改革大綱の取扱いについて
  - ・ 協議第68号 入札制度の取扱いについて
  - ・ 協議第69号 地域審議会の取扱いについて
7. 次回開催日について

## 【協議内容】

### 司 会（事務局長 幸村）

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。只今から、第15回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を開会致します。

開会にあたりまして、会長であります石川天王町長から挨拶を申し上げます。

### 会 長（石川天王町長）

皆さん、今日は台風第6号の余韻がある悪天候のところ、ご出席を賜りまして大変ありがとうございました。また、傍聴者の皆さんも大変ご苦労様でございました。

さて、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会は、先の第14回協議会を終了し、53の協定項目のうち、46項目について確認を致しました。残る協議項目のうち、新市建設計画案については、3町の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上等、新しい将来のまちづくりを構築していくための基本とする計画であるということ踏まえ、今協議会に県事業の推進に関する事項を加えて計画全体として提案致しました。また、先の協議会で出されました質問や意見等を踏まえ、資料として加えるべきは加えておりますので、よろしくご協議の程お願い致します。また本日は、地域審議会の取扱いについてを追加案件として提出しております。主な内容としては、合併前の昭和町、飯田川町の区域を単位として地域審議会を設置するというものであります。合併後のまちづくり、地域づくりの主眼は地域コミュニティづくりにあります。自治会、町内会等の団体のいきいきとした地域活動が展開されて、まちづくりが牽引されていくところに新市建設計画に掲げる『一人ひとりが輝く、ひとと環境に優しい田園都市』の根幹があるものと思っております。継続協議となっております自治会の取扱いについては、行政としてしかるべき位置づけ、格付けをしながら、自治会・町内会活動を支援していく体制づくりが大事であると思っております。協議もいよいよゴールが見えるところまでできましたが、委員各位にはよろしくご協議を賜りますようお願いし、あいさつと致します。

### 司 会（事務局長 幸村）

ここで、出席委員数の報告をさせていただきます。本日は20名の委員の皆様の出席を賜っておりまして、規約第10条第1項の規定により、本会議が成立したことをご報告致します。

また、委員の皆様にお願いでございますが、会議における発言につきましては会議録を作成するため録音をしております。発言の際は、必ずお手元のマイクを使って頂くようお願い申し上げます。

それでは、会長から会議の進行をお願い致します。

### 会 長（石川天王町長）

直ちに会議録署名委員の指名を致します。本日の会議録署名委員は、会議運営規程に基づき、昭和町の南都武男委員と昭和町の淡路徹委員を指名致しますので、よろしくようお願い申し上げます。

議題に入る前に、追加案件についてご報告致します。地域審議会についてであります。これまで事務局で調整し提案内容や資料等の整備をしております。ようやくその内容がまとまりましたので、本日議案に追加するものであります。追加する案件は、黄色い表紙の追加資料のとおり、協議第69号地域審議会の取扱いについてであります。この協議案件について、本日議題に追加致しましたのでよろしくお願い致します。

それでは、議題に入ります。認定第1号平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会歳入歳出決算の認定についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

（天王町佐々木吉男委員入場、出席委員21名となる）

## 説明者（事務局長 幸村）

それでは、緑色の資料の1ページをお願い致します。認定第1号、平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会歳入歳出決算の認定について、天王町・昭和町・飯田川町合併協議会財務規程第8条第1項の規定により、平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会歳入歳出決算を協議会の認定に付するものであります。資料の2ページからは、合併協議会歳入歳出決算書となっております。3ページの下の方に3行ほどありますが、歳入合計額は20,257,825円。歳出合計額は17,080,889円。歳入歳出差引残額これは平成16年度会計へ繰越しとなるものですが、3,176,936円となっております。それでは歳入歳出別に内容をご説明致します。4ページをお願い致します。はじめに歳入について申し上げます。1款負担金、1項負担金、1目負担金については調定額と収入済額がともに1,500万円であります。これは、合併協議会の負担金ということで3町よりそれぞれ500万円の負担であります。次に、2款県支出金、1項県補助金、1目県補助金は県からの法定合併協議会支援事業費補助金でありまして、調定額と収入済額がともに100万円あります。3款諸収入、1項諸収入、1目諸収入は、調定額と収入済額はともに4,257,825円でした。以上により、歳入の合計額は20,257,825円であります。

次に歳出であります。5ページをお願い致します。1款運営費、1項会議費、1目会議費であります。支出済額は2,162,337円、不用額257,663円あります。この内訳として、1節の報酬は1,872千円で協議会委員等の報酬であります。11節の需用費は、290,337円で会議の賄費であります。2項事務費、1目事務費は支出済額4,516,691円あります。4節共済費、7節賃金は、臨時職員に係わる経費であります。後は、9節旅費、10節交際費、11節需用費、12節役務費、14節使用料及び賃借料、18節が備品購入費となっております。いずれも一般事務費であります。次のページをお願い致します。2款事業費、1項事業推進費、1目事業推進費であります。支出済額が10,401,861円でありまして、7節の賃金198,400円は新市建設計画に係わる、新市のまちづくりのためのアンケート集計作業賃金であります。8節報償費200千円は新市まちづくり講演会の講師謝礼であります。9節の旅費は支出済額1,403,620円でありまして、その内訳は、普通旅費95,260円また特別旅費は、1,308,360円でありまして、8月4日・5日の岩手県北上市と仙北郡千畑六郷仙南合併協議会視察の経費が主なものであります。11節需用費は2,275,516円で、将来構想概要版や協議会だよりの印刷製本費が主なものであります。12節の役務費は383,530円でありまして、新市のまちづくりのためのアンケート用郵送料であります。13節委託料5,940,795円は4つの事業の業務委託でありまして、この内訳として将来構想、建設計画等策定支援業務委託が5,407,500円。これは新市建設計画の策定とアンケート調査業務であります。例規策定支援業務委託299,250円は、第一次例規原案作成として722本の原案作成であります。電算システム構築設計監理委託は、1,995円でありまして、地域情報化計画の作成や拠点施設調査、ケーブルの敷設箇所調査の業務支援委託であります。新市まちづくり講演会実施委託232,050円ありますが、講演会の会場設営等の委託であります。次に、3款予備費、1項予備費、1目予備費であります。支出済額はありませんでした。以上のことから歳出の合計額ですが、支出済額17,080,889円。不用額3,168,111円あります。

次に、平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会歳入歳出決算の審査結果についてご報告致します。8ページをお願い致します。合併協議会の監事であります3町の代表監査委員から、

5月27日に天王町福祉センターにおいて決算審査をして頂きました。9ページの決算審査意見の中の4番。審査の結果では、審査に付された平成15年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書は、いずれも天王町・昭和町・飯田川町合併協議会財務規程に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符号し、かつ、適正であることを認めたとこのものであります。以上で、説明を終わります。

**会 長（石川天王町長）**

只今説明がありました認定第1号について、ご質問等がありましたらご発言をお願いします。

〔なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

なしという声がございしますが、認定第1号については原案のとおり認定してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

それでは、原案のとおり認定致しました。

続いて協議に入ります。継続協議となっている、協議第58号新市建設計画についてを議題と致します。事務局の説明をお願いします。

**説明者（事務局長補佐 村山）**

それでは、10ページをお願いします。継続協議となっております、協議第58号新市建設計画について、別紙のとおり提案する。継続協議となっております新市建設計画について、秋田県との内協議等により、新市建設計画案への追加提案と、一部を次のとおり修正するものであります。11ページ、12ページには、新市建設計画の45ページ、46ページに記載されます、第5章、新市における県事業の推進部分につきまして記載内容の確認が終了しましたので追加提案させていただきます。秋田県では、秋田県市町村合併支援プランに基づき、合併市町村の将来像に向けたまちづくりが着実に進むよう県事業の計画的推進や財政支援等を実施することとしています。新市において秋田県が主体的に関わる主な事業は、八郎湖水質保全対策の推進や流域下水道の整備など項目別に事業の概要を記載しております。これは、現在県が進めている事業や、計画が財政に裏付けられた事業で、今後10年間において県が整備を進めていくものです。

13ページから19ページには、修正案について新旧対照表を載せております。建設計画の8ページ公共施設等の状況の表については、県の調査資料との整合性を図り数字を修正するものであります。それ以降の修正については、文章表現や用語の使用方法等について、表のとおり修正させて頂くものであります。

20ページから財政計画の修正を載せてございます。歳入では地方交付税について、市制施行に伴う福祉関連経費の精査に伴う見直しと、歳出では、公債費についての起債の償還方法の見直し等による修正でございます。新たにお配りしましたピンクの表紙の新市建設計画は、只今説明した修正後の内容となっております。

続きまして、5月20日の第14回協議会におきましての質問等について、22ページからの参考資料でご説明致します。始めに、普通建設事業費190億円の内訳についてご説明致します。歳入の補助金、交付金については、28億8600万円を見込んでおります。特例債については、起債可能額138億5千万円の枠はありますが、123億6800万円を充てております。一般債については、約7億円を充てております。一般財源については、29億6百万円。合併市町村補助金

は、1億4千万円を見込んでおります。歳出の事業費190億円については、道路、水路の整備など以下の項目のとおりとなっております。合併特例債活用事業費の比率等については、それぞれの財源内訳別に23ページの表に記載しております。財政計画の普通建設事業費は普通会計支出ベースで作成されております。それ以外の特別会計について、参考として10年間の上水道事業費と下水道事業費を記載させて頂きました。

年度別重点プロジェクトについてでございますが、重点プロジェクトとして建設計画に記載されている事業項目は、各町から要望されました優先順位の高いものと、協議会で確認されたものを載せております。新市において実施する事業の優先順位や事業費、また、補助事業としての採択の有無など合併前に詳細に決定し、記載することは困難ですので、年度別事業費については新市においてこの計画を基に作成する、基本構想、基本計画、実施計画等に委ねて頂きたいと存じます。

24ページには各種財政指標の参考資料を載せております。初年度の平成17年度では、経常収支比率97.6、起債制限比率11.8、公債費比率17.3、財政力指数0.307といずれの値も非常に厳しい財政状況にあることを示しております。新市において行財政の効率化を進めるとともに、事業実施にあたっては補助事業や有利な起債である合併特例債を活用することで、平成26年度には経常収支比率が88.5、起債制限比率が6.6、公債費比率が9.9とそれぞれ改善する見通しとなっております。

合併特例債による基金造成額であります。協議会資料の20ページ、21ページの財政計画の修正案をご覧頂きたいと思っております。下から4行目に積立金の欄がございますが、この部分が基金積立となります。特例債を活用した地域振興等のための基金造成として、10年間で18億3000万円が可能となっております。各年度1億8300万円の積み立てを見込んでおります。残りの金額については、新庁舎建設に必要な基金造成として3億円程、その他は財政調整基金の積立となっております。

天王町の鈴木委員からのご質問の、産業別純生産額の第1次産業の推計値についてお答え致します。只今資料を配布致しますので、少々お待ち下さい。建設計画の17ページに記載されております。純生産額の第1次産業については、平成7年から平成12年までの5年間の実績では31.5%の減額となっております。この率を基に推計しますと、15年後の平成27年には60%以上も大幅に下がる予想となってしまいます。第1次産業の約九割を占める農業においては、これまで、就業者の減少や転作率の増加、米価の下落、農地の転用など生産額の下落の要素はありました。今後も農地の集積が進み作業の省力化が図られ、単位収量の減少なども予想されますが、新市建設計画では、今後も基幹産業として生産者や農業団体等の連携のもと各種施策を進めながら支援していくこととしており、下げ率は緩やかになると思っております。平成12年から27年までの推計値につきましては、政策支援等による上方修正と期待値も踏まえ、過去5年間の下降率を4分の1の年1.5%の減少に抑え15年間で約20%の減の推計値としております。また、第1次産業の純生産額を就業者で割りますと、平成12年が156万円ですが、平成27年では245万円程になり、逆に60%近く伸びます。第1次産業の1就業者当たりの純生産額は今後高くなり、将来に期待をもてる推計値となっております。表では就業者の純生産額が計算しなければ分からないので、産業別純生産額に1就業者当たりの純生産額の説明を追加し、表部分の構成比を1就業者当たりと変更し、只今お配りしました内容で新市建設計画の17ページを差し替えて頂きたいとご協議をお願いするものです。

昭和町の淡路委員からの行政改革を推進していくためのチェック機能とか評価の仕組み等が盛

り込まれていないのではないかというご質問でしたが、建設計画の39ページをご覧頂きたいと思っております。将来像を実現するための基本的な考え方として(3)行財政運営の効率化を掲げております。本日のこの後の協議項目ともなっておりますが、新市において行財政改革大綱を策定し、経常経費の削減や事務事業の見直し等を進めていくこととしております。チェック機能、評価の仕組みとしては外部監査制度の導入や事業評価システムの構築を行うこととしております。また、併せて定員適正化計画の策定等による組織改革や外部委託を推進していくこととしております。

同じく昭和町の南都委員から、今後の潟上市の目玉としてのソフト事業をお知らせして頂きたいというご質問にお答えします。建設計画の40ページには、新まちづくりの重点プロジェクトとして、第4章の新市の主要施策の中から新市において特に重点的に進めていくソフト事業ハード事業や、特に重要視している課題やテーマなどを記載しております。41ページの、活力ある元気なまちづくりプロジェクトにおきましては、新市において幼保一体教育を進めるため施設の整備を図り幼児教育と子育て支援の充実を図っていくこととしております。また、福祉事務所の設置による、質の高い総合的な福祉サービスの実施や保健衛生事業では、各種検診内容の充実や健康診査に係る手数料の引下げも実施することとしております。42ページの新市一体化プロジェクトでは、3町をつなげるようにマイタウンバスの運行ルート等の見直しを進めます。また、情報化の推進では、各庁舎や学校等の公共施設を光ファイバ等で結ぶイントラネット事業を予定しております。それを活用し、住民が最寄りの公共施設から画面を通して各行政窓口担当者や健康福祉担当者等に対し相談できるシステムを構築するほか、43ページの(3)学習環境の充実では小・中学校間をネットワーク化した学校間コミュニケーションシステムを活用し、映像や音声による交流授業を実施することとしております。43ページの新市を担う人づくりプロジェクトでは、(1)に記載しております、地域自治組織の育成・支援等による、住民と行政との協働、住民参加型のまちづくりを進めて参ります。44ページの豊かな環境を守るプロジェクトでは、環境基本計画を策定し、学校や地域において環境を守るための学習や実践等を進めていくこととしております。これらの4つのプロジェクトが新市の最大の目玉事業であり、生き生き36000の夢づくり、一人ひとりが輝く、ひとと環境にやさしい田園都市の将来像の実現に向けて、新市において各種施策を実施していくこととしております。

以上で追加提案と修正案の説明及び、前回の協議会での質問に対する回答とさせていただきます。

#### **会 長(石川天王町長)**

只今の説明に対しまして、ご意見ご質問等ございましたらご発言をお願いしますという前に、今言った鈴木さんと、淡路さんと、南都さんの確認を得ることなのですか。全体で諮ればいいということですよ。

では、只今説明がありましたことについて、ご意見ご質問等がありましたら私に出して下さい。

#### **鈴木委員(天王町)**

天王町の鈴木であります。要するに、前回の質問の要旨はやる気と夢を失うような表現なり、そういう話し方ではうまくないという話をしたつもりでありますから、そういうことであればある程度、この後行政的に有機的な施策をどうするかということにつながると思う訳ですから、只今17ページの資料についての事務方の配慮には感謝申し上げたいと思っております。以上です。

#### **会 長(石川天王町長)**

その他に何かありますか。

#### **小玉委員(飯田川町)**

飯田川町の小玉喜久子です。今日の資料を頂きまして、そしていくつか修正箇所のある冊子も見まして、用語の使用について、少し感じたことを申し上げたいと思います。用語の部分がいくつか修正されておりますので、今日の資料の全部のページにわたって、19ページでもいいですが、とにかくコミュニティという言葉が頻繁に出て参りまして、はたしてコミュニティというのはどういう意味があるのかなということ、薄々は分かっているのですけれども辞書を引いたり調べたりして確認してみましたら、コミュニティというのは一般的に地域社会、共同体という意味に使われている言葉で、学問的には共同生活が行われる一定の地域、あるいはそこに住む人々。即ち、学者の説にマッキーバーとかいうアメリカの社会学者の説によれば、村落も家族も都市も地方も社会集団も、みんなコミュニティに入るということでした。でも一般的には地域社会、共同体という意味に使われておりました、そういう意味から言えば地域コミュニティの推進というのは地域社会でいいのではないかと思います。というのは、少し前に朝日新聞を見ましたけれども、こういう公文書のような用語にはせめてカタカナ言葉はあまり使わないで、普段の会話はともかくとして、このような文章の中ではあまりカタカナは使って欲しくないというような申し合わせが国とかもあるようですので、もう少しどこか減らせないかなと一人で考えてみたところでした。それで緑の資料の19ページですけれど、せめて地域コミュニティの推進は、地域共同体あるいは地域社会の基盤づくりの充実でもよいのではないのでしょうか。地域社会の活性化推進にはどうでしょうか。どうしてもコミュニティがふさわしい場面もあります。そういうところはコミュニティを使って頂いていいと思います。それからもう一つ、これは希望です。建設計画案を読みまして、社会教育関係団体に関する記述が少し薄いと感じました。社会教育関係団体は地域を担って住みよい地域づくりにそれぞれの団体が一生懸命になっております。それで、その箇所も施策とか施策の概要とか細かい箇所がありますけれども、やっと一つ探したのが、ピンクの表紙の33ページ(3)の、社会教育団体や自主学習サークル等の育成、支援というところです。ここでやっと一つ社会教育団体という言葉を見つけました。この生涯学び、心豊かな人を育むのみならず、環境面の色々なところで団体は活動しておりますけれども、まず、この(3)の社会教育団体や自主学習サークル等の育成支援。これだけは、社会教育団体の育成、支援に留めて頂いて、自主学習サークルは(5)でもいいし(4)の出前講座の実施、自主サークル等の育成くらいにして頂きたいなと思いました。というのは、少し前に南秋田郡のある婦人会の会長が、地元の公民館長に『婦人会は自主学習サークル等の同好会と一緒に』と言われたと、ものすごく憤慨していたのを思い出しました。今、合併問題で明るい地域づくりに婦人会のみならず色々な社会教育団体が頑張っているところですので、せめて(3)だけは団体の育成、支援にして頂いて、学習サークル等はこれも大事なことです、その下の方に持って行って頂けないかという希望です。以上です。

#### 会 長(石川天王町長)

希望ということで答弁はらないということですが、おっしゃるように我々の生活でカタカナ用語が濫用すると。特に広報等にも小学校5年生以上は読めるようにということで、言っているんですがだんだん間違ってくるというようなことで、小玉さんの意見も最もだと思いますが、かと言ってこれをまたコミュニティを全体的に、何十と出てくるかわかりませんが、それをまた地域社会というような、小玉さんも言うておりますけれども中にはコミュニティでいいところもあるということもおっしゃっておりますので、これは表現の用語の問題として要望として承っておきますし、社会教育団体の育成というのも大事だと思いますので、一つ、事務方あるいはそれにもう少し小玉委員の意見というものを参酌しながら今後も進めて参りたいと思います。その他にないでしょうか。



### **小玉委員（飯田川町）**

少なくとも地域コミュニティは、地域社会、あるいはコミュニティーつでいいのですから、その辺を考えて下さい。コミュニティ＝地域社会と。

### **会 長（石川天王町長）**

その他にないですか。

### **小林委員（昭和町）**

昭和の小林です。私、前回財政計画の中である程度のバックデータを出して欲しいという要望をした経緯から質問をしてみたいと思います。事務局の方で、普通建設事業の内訳という形、あるいは普通建設事業の財源の内訳ということで、ある程度のデータは付けて頂きましたが、私が求めたのは各年度で事業計画の中から今年はこれを目玉にすると。もちろん事業認可その他で、次年度にローリングしなければならないという事情が発生することもあります。そういうことを踏まえて質問したつもりなのですが、例えば大きい目玉の中で、私どもの町では一体、庁舎はどうなるのかと。簡単に言えばですよ。それはいつから取り掛かってどこに建てるかということをしゅっちゅう聞かれる訳です。あるいは小学校はいつ建つのか建たないのかと、色々な質問をされます。それはこの後で、私どもに事業計画で提示されるはずですから、そのときにある程度はつきりするのではないかなという答弁は出来ないのです。そういう中でこのようにきちんと数字的に出されたものであれば、全体で190億という事業計画の総内訳は分かりましたが、それでは年度別に数字を見れば190億が19億ずつ毎年ここに記載されているのであればある程度の意味は分かるのですが、そうではなくてある程度の事業が予想されている年度がこの数字の中にあるとするならば、おおよそそのことを事務局の方で説明してもらってもいいのではないかなというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。それからもう一つ付け加えますが、決して予算審議をするという意味ではないです。例えば、どこの道路を何mやるのか、幅はいくらで何kmやるのかという、そういう質問をしているのではないです。ですから、目玉で結構ですから提示できるのであれば説明願いたいなというふうに思います。

### **会 長（石川天王町長）**

前回の協議会の中でも、飯田川の伊藤委員からもある程度、経常収支比率とか資料などで見解を示して欲しいということで、ある程度は出しました。今、小林委員からも年度別というようなこともあって、事務方と我々3人の正副会長で相談しました。それで、この法定協議会はそもそもどういう趣旨の目的のものであるかということと、それからこの新市建設計画がどのようなものかと。まず基本線を踏まえましょうということで、これは小林委員もご承知のように新市建設計画案は最初に説明したとおり大枠を定めると。それで、例えば190億なら190億のものを経常収支比率データも出しましたけれども、年度ごとと言って目玉でもいいというご質問ですが、それでは建設計画と実施計画と同じような考えでよいのだろうか。こういうことで、数字を出せば必ず議会のように何年度には何を建てるということになってくると、新市の基本構想、あるいは発展計画というのはどのような形態になるかというような議論。そして執行権者の市長と新しい議会の任務とはどのようなことになるかと。そのように年度別に出してしまうと、新しい市長、あるいは議会がどのようなことになるか、これは縛られるというようなことは前回の質問意見で出しましたが、我々は最大限として資料のデータの追加を出したということでご理解頂ければありがたいと思う訳ですけれども。

### **小林委員（昭和町）**

会長さんの言わんとすることは十分分かります。分かりますけれども、やはり数字的に始めは6

億円、それから15億円というような予算を組んでいる以上は、目玉ぐらいは話してもらってもいいのではないのでしょうか。それが、逆に新市長あるいは新議会の手かせ足かせになるのではないかという危惧の念が先に立っているようなのですが、逆に、その時の議会が反対しても合併協議会でこのように協議をしていたのだということが事業推進のバックボーンになるのではないかというような感じもする訳です。だから、あえてここでやるのが新しい市長や新しい議会を縛るのではなくて、その方向付けをきちっと見定めながら合併を進めていくというのが、私は順序なのではないかという感じがします。これは、それぞれの立場それぞれの考え方で見解が違ふと思えますけれども、私はそう思っておりますけれども、いかがでしょうか。

**会 長（石川天王町長）**

今、小林委員が言う15億円の予算を組んでいるというのは、20、21ページのことを言っているのでしょうか。

**小林委員（昭和町）**

そうです。

**会 長（石川天王町長）**

この数字に基づいて、目玉だけでもということを知りたいとしておりますが、これは見解が分かれるところで、会長ではなくて個人的な見解ですみませんが、見解の相違だと思えますが、新しい議会が足かせになると。法定協で審議した内容が新しい市も自由勝手にやらないという、逆な足かせになるというような発言ですが。新しい市は、これをデータとして基本として基本構想、発展計画、実施計画これは私は順序だと思えますよ。この新市建設計画というものは、あくまでも大枠を定めて、新しい市に引き継ぐということで、新しい市の市長、議会が基本構想を必ず作らなくてはなりません。発展計画も必ず作らなくてはなりません。それに基づいた実施計画も、前期後期に分けて必ず作らなければなりません。これは自治法に基づいて、小林委員が一番わかっていることですが、それらを作るための基本だと、大枠だと、こう私たちは認識しているわけです。例えば、事務方にも聞きました。一番早い美郷町のバックデータは何かというと、最初に出した数字1枚で良いということでした。私のあいさつの中で、可能な限りの資料は出させて頂きましたといいました。小林さんと意見が違うというのは、これを認めてしまうと次々と来ますよ。次々に。そうすれば、ここが議会になってしまいますよ。小林さんは、目玉だけでも良いと。こういった場合、これは次々と波及して新市発展計画、建設計画どころではないですよ。

**小林委員（昭和町）**

意地を立てて話す訳ではありませんが、こういうふうに数字を出したことは、逆にこの年はこれをやるんだ、この年はこれをやるんだという、そういう資料がなければこの数字は出てきませんでしょう。最初に話したとおり、その計画は計画でいいんですよ。それを駄目だといっているのではないですよ。もしそれが、認可事業や起債対象事業で、それがこちらの方の計画と上位団体の許認可ができないとすれば、次の年にローリングする、あるいはそれが没になるかも知れないということも分かりますよ。ただし、こういうふうに数字が出てきた以上はバックデータがあるのではないかというふうに聞いているものです。

**会 長（石川天王町長）**

私と小林委員のやり取りだけでなく、委員同士の意見を交換して下さい。

**堀井委員（天王町）**

天王の堀井です。前回の協議会でも、この入り口部分で意見が分かれました。小林委員の言うこ

とも、私ども議会の代表委員ですからよく分かります。ですが、基本的には、合併協議会という与えられた権能の範囲はどの程度なのか、原点に帰る必要があるのかなど。前回の大澤委員、小林委員の要請を受けて、更に具体化されたものを再提案されました。私どもは、それを受けて感ずることを申し上げます。基本構想、建設計画というのは、大枠のエリアを出る方が不思議だと私は思います。少なくとも前期・後期という向こう10年にわたって発展計画も組まなければなりません。合わせて、実施計画というのは国の都合、県の都合、あるいはまたその地域の経済の都合によって税収も違って参ります。ですから、10年のスパンで190億の普通建設事業費というものをどう細分化するのか、この数字を見れば最大限の提示かなと思わざるを得ません。言葉尻を取る訳ではありませんが、目玉、目玉といいましょうが、目玉もこう見ますといっぱいありまして、道路、水路に始まって、住宅の整備、あるいは衛生環境、これは新しい処理場ですね、教育施設で10億以上かかるものが少なくとも5つ以上あります。少なくとも、役場庁舎だけを突出して取り上げる、豊川小学校だけを取り上げて、後は以下同文ではいけません。まさしくそこまで入ってきますと、議会の権能を持たなければ今日のような審査は出来ない。私はまた、不都合が出てくると思います。行政は生き物ですから、その都度、執行当局があり、新しい市民に選ばれるチェック機能である議会が存在するのです。場合によっては地域審議会等々がある訳でありまして、その都度時代の求め、住民ニーズ応じて弾力のある市民に対する対応、行政サービスをしていく。これが私は、本来の姿ではなかろうかと思えます。これ以上に落ち込んでいくということになれば、協議会の権能というものの点はどの辺にあるのか、そしてまた来年以降の合併、新市がどういう形の中で執行しチェックしていけば良いのか。むしろ私どもは非常に難しい局面、そして手かせ足かせになるのではないのでしょうか。3町がそれぞれ選んだ道です。建設計画の検討委員に委ねまして、私どももお願いした訳です。そして、その検討委員も知恵を振り絞り最善を尽くして私どもに答申をして頂いたことを最大限に尊重して、私どもの主体性を持ってこの協議会が決めていくものでありますが、更に専門なる県の支援室あたりでもある程度のすり合わせをしながらこれまで継続協議して参りました。私は、この辺で肅々と協議会が、王道をわたる心境に至るというものではないのでしょうか。場合によっては、運用段階でそれぞれがまた、前向きな議論を展開してされてゆく必要があるのではないのでしょうか。

#### **会 長（石川天王町長）**

はい、どうぞ。

#### **伊藤委員（飯田川町）**

飯田川の伊藤です。今お話がありましたけども、前のときに私もそのようなバックデータを要望した者の一人として発言致します。今、財政計画とか財政事情、それから普通建設事業費、その財源内容というものが示されました。事務局の方には大変ご難儀をかけたしまして、ありがとうございました。それで、今、小林委員と堀井委員の方からお話がありましたけれども、私はこの新市の建設計画並びに財政計画というのは、36,000の市民の夢づくりのための総合的な内容を示したもので、その具体化というのは新市の基本構想に基づいて、そして実施計画、先程言われていたが私もそのように考えます。ですからそういう中で、細かなところまで入る必要はないのではないかと思います。しかし実際にこういうふうに見てみますと、経常収支比率とか公債費比率とか17年、18年が非常に高いということでそういうようなところを見ますと、その後は徐々に回復していきますが、初年度から5年以内が非常に厳しい財政運営を迫られるというのが目に見えていと思うのです。これはどうしてかということ、これは行政改革とか合理化とかが進まない中でそ

ういうふうになるというのは当然でありまして、そこをどう切り抜けるかということが非常に重要なポイントであろうと思います。そこで、私が財政の弾力性がなくて硬直化しているということで少し心配だなと思うのは、やはり住民のニーズに対応した事業ができるのか。6億ですか、普通建設事業の額は。そうするとこれは6億というのは非常に少ない。3年後から15億というふうが増えていきますけども、ではそのときにどのように住民のニーズに対応していくのかというのが課題で、やはりそういうふうになると私としては特例債というものがあるので、これは5%の一般財源があればいい訳ですので、その辺の事業の優先順位を住民ニーズの底に焦点をあて、そしてそれをうまく使っていくというやり方をした方がいいのではないかというふうなところがひとつ心配なところでありました。もうひとつは、合併するときの調整内容というのは、負担はできるだけ軽くサービスは高くということですが、この財政状況の中でやっていけるのかと。その辺りを考えると財政計画を立てた当局と、そういうふうな面の考え方がどうなのかということをもつたいなということで、これがまず2番目です。それからもうひとつは、合併後10年というスパンで財政的に厳しい訳ですが、前の協議会でも話されたように、やはり合理化とか行革をやっていかなければならないという前提に立てば、先程小林委員の方から話されたようにこれは非常に難しい問題ですけども、分庁方式から本庁方式に移っていくこと。そしてそれを行政のスリム化とか、あるいは自治能力を高めていくということにつなげていくことが必要ですから、そういうふうになればむしろ分庁方式から本庁方式に移行する方が、その方向があるひとつの課題になると考える訳です。これは多分答えることは出来ないと思いますが、出来れば予測というか予定というものも考えながら物事を進めていく必要があるのではないかというふうに思います。出来る限りのご回答があればお願いしたいということです。

#### **会 長（石川天王町長）**

1点目のことについては伊藤委員とまったく同じで、行財政改革というのは3年後、4年後、5年後というふうに順序を踏んでいくということで、今事務方の試算では10年後の人件費、特別職とかを色々考えると、約60億から70億は削減になると試算は出ていますが、従って新しい大きなプロジェクト事業も後年度に集中するのが、前期と後期で言えば当たり前でしょう。2点目についても、伊藤委員が心配しているように私も少しこれを見ましたが、特に経常収支比率と最後の財政力指数。これがちょっと低いなど。2割9分3厘では、合併して10年後に2割9分3厘がどうしてこうなるのかと。17年が3割7厘ですから、これは推測ですけども、この点については財政力指数については私も心配しております。3番目の問題については、少し事務方が答弁出来るか出来ないか分かりませんが、少しそれは後に考えさせて下さい。今言ったようなことで、小林委員の発言から堀井さんの発言、伊藤委員さんの発言がありました。その他にはないでしょうか。

〔異議なしの声〕

#### **会 長（石川天王町長）**

それでは協議第58号については、協議会の内容のとおり確認されました。なお、今後合併特例法の規定に基づいて県知事と協議を行い、その回答を頂いた後に次回合併協議会において再度報告申し上げ、正式に新市建設計画を確認して頂くことになっておりますのでよろしくお願い申し上げます。

続いて、継続協議となっている協議第62号国民健康保険事業の取扱いについてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

#### **説明者（事務局長補佐 菅原）**

それでは、25ページをお願い致します。協議第62号は継続協議となっております。国民健康保険事業の取扱いについてでございます。国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案する。1、国民健康保険税の納期については、8期とする。2、国民健康保険税については、合併時は不均一課税とし、平成18年度から段階的に税率を調整し、平成20年度から税率を統一する。なお、賦課方式は、平成20年度から資産割をとりやめ、所得割、均等割、平等割の3方式とする。3、国民健康保険運営協議会については、新市において設置する。4、保険給付事業の出産育児一時金、葬祭費は現行のとおりとする。出産資金貸付、高額療養費貸付は合併時まで調整する。5、国民健康保険助成事業については、合併時まで調整するという調整内容でございます。それでは26ページをお願い致します。国民健康保険事業の納期の取扱いでございます。右側の下線を引いてあるところでございますが、納期の6期目と8期目を修正してございます。第6期の納入期限を12月25日から12月31日に修正しております。また、第8期の納入期限を2月28日から2月末日までに修正しております。これは、各納期を月末までに統一し、納税しやすく、かつ納税者に分かりやすくする納期に修正するものでございます。次に31ページをお願い致します。これに伴いまして、第1号被保険者の介護保険料の普通徴収の納期につきましてでございますが、国民健康保険税と同様の納期にするということでございますので、修正するものでございます。次に、26ページをお願い致します。前回、質疑応答がございました。なお、賦課方式は平成20年度から資産割を取りやめ、所得割、均等割、平等割の3方式とするとした理由についてご説明申し上げます。資産割廃止で得られる効果についてでございますが、現況の不況下で収益を生んでいるとは限らない固定資産を国税の算定対象から除くことで、所得に応じた課税体系に改革出来ることと、所得の多い方は多くなり、所得の少ない方はそれなりの納税が出来ることと、固定資産を所有する低所得者への配慮となることとでございます。例えば、年金生活者や低所得者で軽減措置（7割5割2割軽減）を受けている方が、固定資産を所有している場合に収益を得ることの出来ない固定資産から資産割を負担しなければならなくなりますので、生活を圧迫すると考えられます。固定資産所有者の担税能力ということで課税して参りましたが、本来、固定資産を所有していることと、国民健康保険税により受けるサービスとの間には相関関係はないと考えられます。従いまして、3方式に切り替えをしたいものでございます。なお、30ページに県内9市の国民健康保険税の賦課方式の状況と、合併協議会での調整内容を記載してございます。以上でございます。

#### **会 長（石川天王町長）**

これも継続協議となっておりますが、只今説明がありましたことについてご意見がありましたらお願いしたいと思います。

#### **佐藤委員（飯田川町）**

飯田川の佐藤です。只今ご説明を頂きましたけれども、前回もこの3方式にするという案に対してその理由、あるいは負担調整等々の発言がございました。関連致しますけれども、私ももう少しこの3方式にするという理由を口頭でご説明がありましたけれども、総体的な数字を使ってもう少し比較したものを示して頂ければ大変ありがたいと思っています。と申しますのは、今3町はご承知のように4方式をとっています。それから、全県の状況を見ますと町村はほぼ4方式。それから、市の場合は大方3方式。こういう採用というものは、どういう理由でそうなっているのかということも併せて知りたいと思っております。それからもう一つは、今3町の場合で資産割が所得の1方式にするのであれば、これまで資産割というのは相当、税の不均衡の形になっているのかどうかというようなこと。それからもう一つは世帯の動向、いわゆる農業者の動向はどうなっているのか、あ

るいは無資産、あるいは農地所得の世帯がどうなっているのかそういうデータ。それから資産割を排除するということは、所得に賦課する、そういう場合の中間層の所得者にどう影響するのか。あるいは均等割は当然据え置きになるかもしれませんが、あるいは単価が上がるという可能性があるかもしれない。そういった場合の減額割、減額は3つの方式(7・5・2割)がありますけども、軽減された額がどうなるのか。おそらく、半分位が国などの助成などでまかなって、それでも間に合わない場合は基金が活用されるという形になるかと思いますが、総体額の比較があれば大変参考になると思います。只今、口頭で説明を頂きましたけれどもなかなか判断がつかないということがあるので、もしあったらそういう資料を提示して頂きたい。なぜ、この3町が4方式でやっているのに、只今説明した内容を見れば大体判断はつくのではないかなと思いますが、単純になぜ今4方式から3方式にしなければならないかという疑問点です。言葉は悪いけれども、今の4方式で波風をたてる必要がないのではないかという単純な発想です。それからもうひとつは、今日新たに資料を提示して頂いた30ページの、各市、それから関連の各合併市町村との間で、湯沢市さんは現行が3方式のものを4方式にするという表になっておりますので、こちら辺がまた今回の考え方と少し逆のような形になるので、その辺は相対的にどうなのかという点を教えて頂ければ非常に参考になるのではないかなと思います。

#### **会 長(石川天王町長)**

前回の協議でも、それぞれこの資産割を排除するということについて抵抗というか、反対の強い意見がありました。それで継続協議にしました。佐藤さんはプロですから、ちょっと答えられないと思いますよ。今言ったような答えの理解あるものは、従って、色々プロですから事務局で答えるのは失礼ながら無理だと思います。それで、このことも正副会長会議で相談していました。今日の協議会でも理解を得られないとするならば、新しい市になった場合は国保運営協議会というのが必ず出ますから、その方々とよく相談して決めることにして、このなお書き『なお、賦課方式は平成20年度から資産割をとりやめ、所得割、均等割、平等割の3方式とする』というなお書きを、今日ここで削除するというようなことも考えていますが、皆さんいかがですか。

#### **小林委員(昭和町)**

会長さん方が相談をして出したものを、そう簡単に引っ込めたり変更したりするのはおかしいのではないですか。やはり、それなりの理由があって出してきたのでしょうか。

#### **会 長(石川天王町長)**

ですから、前にもこのことについて抵抗があったのです。ではまず話を戻して、佐藤委員の質問に対して当局の事務方は答えて下さい。

#### **説明者(専門部会：福祉部会長 児玉)**

福祉部会の児玉でございます。飯田川の佐藤さんにお答えを申し上げます。数字で出すのは大変難しいことではありますが、今の質問の中であったところについて分かる範囲でご説明をしたいと思います。9市の市の方式でありますけども、県内で4方式をとっているのは男鹿市と本荘市だけであります。これにつきましては、国民健康保険法が昭和33年に出来まして13年度に全県全部行われました。そのときには、全県4方式から始まっているということでございます。県内で秋田市が昭和57年、能代市が平成9年、横手市が平成11年、大館市が平成13年、湯沢市が平成14年、大曲市が平成5年、鹿角市が平成14年に3方式に切り替えているという状況であります。これにつきまして、県内で3方式に踏み切った理由としましては、国保税の資産割というのは応能原則における所得割の補完的な役割をはたすものとして設けられたというようなことございま

す。一般的には農山漁村地域において必要性が認められているというようなことでございます。大都市を始め、都市部では実情に合わない状況が出てきているというようなことから、資産割を廃止しているというのが市の方で3方式に切り替えてきている要因だということでございます。先程事務局の方からも説明しましたけれども、固定資産の所得からの収入は出てこない訳です。そういう関係上、資産割から出てこないということですので、所得からは収入が入っていますからそれから納められる。低所得者の方について7割、5割、2割の軽減をしている軽減世帯の方で、資産があることによって、収入がなくて軽減されている方が所得、資産割があることによって、それから国保税を支払わなければならないというような現象があることから、そういう方々に大変厳しいということがあります。こういったことから9市では取りやめをしてきている状況にあります。それで、湯沢市の場合はやはり今回合併することによって湯沢市は都市部という考えになると思いますけれども、他の地域は農山漁村地域ということで、やはりそういう形でそちらに合わせたのではないかとというようなことが少し考えられます。

それから世帯の状況であります。3町の平成15年度で見た場合でございますけれども、国民健康保険に加入している方々の世帯の状況であります。総所得等のないものの占める割合と、年金のみで生活している方、これが全体の62%を占めております。農業が4.7%、営業が11.1%で、残りは給与所得で日雇いなどの形になります。62%の方々が収入がない状況になっているので、やはりその方々の資産割に占める割合が大変大きいということから今回提案させて頂いたということでございます。

中間層に対する考え方としましては、数字的なものが今のところ出ないのでなんとも言われませんが、国保税の場合は応能割、応益割というのが出来れば50対50というのが望ましいというようなことである訳でございます。その割合の方式は、出来るだけ守っていかねばならないことは考えられますが、今の時点で数字的なものは出せない状況であります。以上でございます。

**会 長（石川天王町長）**

佐藤さん、いいですか。

**佐藤委員（飯田川町）**

なかなか口頭ではあれですが、私としてはあまり難しく考えなくとも総額で比較対照すればかなり比較できるのではないかと判断で今質問した訳で、大体内容は分かりましたけれども。

**会 長（石川天王町長）**

その他にないでしょうか。

〔なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

それでは、継続協議となっておりました協議第62号については、原案のとおり確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

それでは確認となりました。確認月日をご記入下さい。

それから、これも継続協議となっている、協議第64号自治組織（町内会等）の取扱いについてを議題と致します。事務局の説明をお願いします。

**説明者（事務局長補佐 菅原）**

それでは32ページをお願いします。協議第64号は継続協議となっております、自治組織（町

内会等)の取扱いについてでございます。自治組織(町内会等)の取扱いについて、次のとおり提案する。1、自治組織の名称及び区域については、原則として現行のとおりとする。同一の名称については、合併時まで調整を図る。2番は、追加して修正した部分でございます。2、会長の身分については、自治組織の育成・強化の必要性を考慮し、非常勤の特別職とする。3、会長の職務及び連合組織については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。4、自治活動に対する助成及び広報等連絡物の配布については、当面、現行のとおりとし、新市において調整する。5、コミュニティ協議会の区域については、現行のとおりとし、名称については、合併時まで調整を図る。6、コミュニティ協議会に対する助成については、当面、現行のとおりとし、新市において調整するという調整内容でございます。

それでは、33ページをお願い致します。下線の部分が、今回修正、追加された部分でございます。会長の身分についてでございますが、現在、天王町、飯田川町が任意団体の長で、昭和町が非常勤の特別職でございます。前回、会長の身分につきましては現行のとおりとしておりましたが、自治組織の育成、強化の必要性と身分の公平性を考慮致しまして修正し、非常勤の特別職とするものでございます。ご理解をお願いしたいと思います。また、会長の職務でございますが、天王町におきましては昭和町、飯田川町のように広報、その他文書等の各世帯への配布がございます。広報等連絡物の配布は、連絡嘱託員に報酬を支給し配布しております。昭和町・飯田川町におきましては、自治活動に対する助成の中に含まれております。従って各町の実情がございますので、当面現行のとおりとし、新市において調整するものでございます。また、自治活動に対する助成についてでございますが、制度について当面現行のとおりとするものでございまして、広報等の配布は月2回となる訳でございますので、自治活動に対する助成の中の広報配布委託費補助金につきましては、その分につきましては公平になるように考慮するという調整内容でございます。以上でございます。

**会 長(石川天王町長)**

今、説明がありましたことについて、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。

〔なしの声〕

**会 長(石川天王町長)**

ないようでございますので、64号については原案のとおり確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

**会 長(石川天王町長)**

それでは決定になりました。確認月日をご記入願います。

それでは、10分間休憩致します。

暫時休憩(15:17)

会議再開(15:27)

**会 長(石川天王町長)**

それでは協議会を再開致します。協議第66号、集会施設の取扱いについてを議題と致します。事務局から説明をお願い致します。

**説明者(事務局長補佐 菅原)**

それでは、37ページをお願いします。協議第66号、集会施設の取扱いについてでございます。集会施設の取扱いについて、次のとおり提案する。1、本館・地区館・児童館・コミュニティ施設・



福祉施設等の維持管理及び新築・増築・修繕については、新市において行う。2、公民館分館等の地域集会所の維持管理及び運営費補助金については、当面、現行のとおりとし、新市において速やかに公共集会施設検討委員会（仮称）を設置し再編する。また、新築・増築・修繕については、昭和町の例によるという調整内容でございます。

それでは38ページをお願い致します。本館・地区館・児童館・コミュニティ施設・福祉施設等、3町の現況の表に書かれている施設につきましては、現在、維持管理及び新築・増築・修繕は、全額町で負担しているものでございます。これらにつきましては、合併後も引き続き維持管理等を新市において行うものであります。なお、下線が引いてある施設は公民館分館を兼ねている施設でございます。続きまして、39ページをお願い致します。公民館分館等の地域集会所につきましては、3町の施設名について中程から次のページに記入してございます。これらの、公民館分館等の運営費補助金と維持管理費の負担につきましては、3町の現況を表に記載してございます。この地域集会所の維持管理及び運営費補助金につきましては、新市におきまして、当面現行のとおりと致しますが、地域集会所と町内会との関係、補助金・負担金の公平性等を考慮し、新市において速やかに公共集会施設検討委員会を設置し、再編するものであります。また、新築・増築・修繕については、昭和町の例によるしております。具体的には、右側の具体的な調整方法に記載してございます。新築・増築・大規模修繕につきましては、前もって希望する町内は、計画書、予算案を提出し、新市で定める基準単価以内は1/2補助とし、小破修繕(5万円以上)は事業費の1/2補助とする。という調整案でございます。以上でございます。

#### **会 長（石川天王町長）**

只今説明がありましたことについて、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

#### **淡路委員（昭和町）**

昭和町の淡路です。事務局の方に少しご質問をしたいと思います。調整案2項の、当面現行のとおりとし、新市において速やかにという表現がありますが、この法定協議会において、以前速やかにという表現がずいぶん議論されました。どの程度の期間を速やかにとされているものなのか、それが長いと、現行どおりという表現がやはり私どもの町内にも関連することでもありますので、事務局の方のこの調整内容についてもう少し明確にご説明頂きたいと思います。

#### **説明者（事務局長補佐 菅原）**

一応、速やかにというのは1年以内にやるということです。公共集会施設検討委員会を1年以内に設置し、1年以内に検討をしてという意味でございます。それから、当面という言葉がございませうが、一応当面というのは3年程度ということを考えております。それから、当分という言葉も使われておりますが、当分というのは5年程度を指すというふうに解釈して、事務局では統一して考えております。以上でございます。

#### **会 長（石川天王町長）**

淡路さん、いいですか。

#### **淡路委員（昭和町）**

住民の委員として、速やかにというのはやはり出来るならば6ヶ月以内という希望を、何回もこの協議会で話し合われてきました。速やかにという部分を、今事務局の方からの説明では1年以内に検討すると。となると、それからまた3年かけて現行のとおりというのが進むとすれば、決して行財政の、特に財政の改革の重しになるのではないのか。出来るだけ早く、新市であるならば各地域の自治会を強化するということが、前項の協議の内容で確認しておりますので、あまり3年後、

5年後という当分の間にとこのような表現ではなくて、やはり行政の皆さんの行動力が新市の財政を良くしていく方向に向うと私は信じております。あまり3年もかけてやっていると、この前段の建設計画で3年間のところがひとつの山場であるというような数値にもなっておりますことから、現3町の職員の皆様にはご難儀をおかけすることになるとは思うのですが、出来るだけ早く、特に地域集会所の問題でもありますので、不公平感のないような形で進めて頂きたいということをお願い申し上げます。

**会 長（石川天王町長）**

その他にないでしょうか。

**小林委員（昭和町）**

昭和の小林です。調整内容の2番で、公共集会施設検討委員会（仮称）とありますが、これはいわゆる新市の庁舎内の委員会ですか。あるいはその、自治会の含めた委員会にするという意味ですか。どういう委員会なのでしょう。

**会 長（石川天王町長）**

事務局、説明をお願いします。

**説明者（事務局長補佐 菅原）**

ここに書かれております、公共集会施設検討委員会につきましては町内会の絡みもございますし、その補助金の絡み及び維持管理につきましては非常に難しい問題でございます。それで、今まで各町においてもその自治組織及び集会施設の維持管理のあり方については再三協議等を行ってきましましたが、非常に大変な問題でございます。それで町内会等、相手のあることでございますので、相手の了解も得ながら慎重に、かつ速やかに進めたいという調整内容でございます。

**小林委員（昭和町）**

質問の意味をはき違えているようです。この検討委員会は新町の職員で構成するのか、あるいは自治会も含めた、一般人も含めた委員会をつくるのかということを知っているのです。

**会 長（石川天王町長）**

構成メンバーですよ。

**説明者（事務局長補佐 菅原）**

誠にすみませんでした。職員をはじめ、それから町内会の代表、公民館、分館主事、そういうものを全体的に捉えてつくるという調整内容でございます。すみませんでした。以上です。

**会 長（石川天王町長）**

その他に何かありませんか。

**堀井委員（天王町）**

向かい側の方に反論する訳ではありませんが、私の考え方を少し披瀝しながら皆さんに問いかけてみたいと思います。確かに、速やかにとか当分とか分かりにくい抽象的な表現を、今、解読頂きました。ありがとうございました。私は、1番肝心なことは3町が合併になって新市になった。そして質の低下をきたしたというような状態である。市民が、合併しても何も良くなかったと。自治体の活動ですら、今まで良かったのに言ってみれば行政からの手助けが何もなくなったというふうに思われては、また、むしろ新市の勢いに水を注すということにもありますから、半年なのか1年なのか3年なのかは別として少なくとも新市になって、せめてコミュニティというのは新市の根幹をなすものでありますのであまり拙速にやらないで、十分当事者とよく相談をしながらなだらかにやっていくというのも、ひとつの新市の姿ではないか。やはり満足度を与えなければ、過剰なもの

はいけないけれども、急速にやるというのは拙速性が出てきますので、どうか中身の低下をきたさないような、速やかであり、なおかつ当分の間にきちんとしたものをつくって頂くことをお願いいたします。以上です。

**会 長（石川天王町長）**

その他にありますか。

〔なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

ないようですので、協議第 6 6 号については原案のとおり確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

それでは、確認となりました。確認月日を記入下さい。

続いて協議第 6 7 号、総合発展計画・行財政改革大綱の取扱いについてを議題と致します。事務局の説明をお願いします。

**説明者（事務局長補佐 菅原）**

それでは、4 1 ページをお願い致します。協議第 6 7 号、総合発展計画・行財政改革大綱の取扱いについて。総合発展計画、行財政改革大綱の取扱いについて、次のとおり提案する。1、総合発展計画については、新市建設計画を基本とし、新市において基本構想及び基本計画等を策定する。2、行財政改革大綱については、新市において速やかに策定するという調整内容でございます。

4 2 ページをお願い致します。新市における総合発展計画は向こう 1 0 年間の市政のすすめ方の指針を作成するものでございまして、基本構想と基本計画で構成されております。基本構想は、この期間の市のまちづくりの基本方針と施策の大綱を示すものであり、地方自治法第 2 条第 4 項にも定めることが義務づけられております。また、基本計画は計画期間を前期と後期とに分け、基本構想に基づいて行う基本施策を示すものであります。この総合発展計画につきましては、新市建設計画を基本として、新市において作成するものであります。次に行財政改革大綱についてであります。自己責任を原則とする地方分権時代の今日、国、地方は厳しい行財政環境の中にあります。市民の皆さんに、真に必要な行政サービスを将来にわたって安定的に提供していくためには、行政サービスのあり方や組織体系の全般を新しい視点で見つめ直す、行財政改革に常に取り組みでいくことが必要不可欠であります。健全で計画的な財政運営のため、新市において速やかに行財政改革大綱を策定するものであります。以上でございます。

**会 長（石川天王町長）**

今、説明がありました協議第 6 7 号について、ご意見ご質問をお願いします。

〔なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

ないですか。それでは協議第 6 7 号については原案のとおり確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

それでは、確認となりました。確認月日をご記入下さい。

続いて協議第 6 8 号、入札制度の取扱いについてを議題と致します。事務局の説明をお願いします。

**説明者（事務局長補佐 菅原）**

それでは、43ページをお願いします。協議第68号、入札制度の取扱いについて。入札制度の取扱いについて、次のとおり提案する。入札制度については、合併時までに調整する。ただし、入札参加申請、受付については、天王町、飯田川町の例によるという調整内容でございます。

それでは44ページをお願い致します。地方公共団体が発注する場合の予定価格として、指名競争入札をする必要がある予定価格と随意契約が出来る予定価格につきまして、3町の現況を表に記載してございます。入札制度については色々な制度がございますので、合併時までに調整するものであります。なお、随意契約のできる予定価格につきましては、地方自治法施行令167条の2第1項の規定に基づくものであります。その他随意契約のできる6つの条件は本条項に定める要件が該当する場合に限られるものであります。45ページをお願い致します。入札の場合の指名業者選定基準についてであります。工事又は製造の請負（修繕含む）の場合と財産の買い入れ（備品含む）の場合における指名業者選定業者数の3町の現況を記載してございます。これらにつきましては、予定価格及び業者数に違いがありますので、合併時までに調整するものであります。また、現在の入札参加申請・受付の制度につきましては、申請書の有効期間は2ヵ年とし、受付する期間が天王町・飯田川町が1月4日から2月末日までを受付期間としております。昭和町が2月1日より2月末日までを受付期間としております。それを天王町・飯田川町の例により1月4日より2月末日までを受付期間とするものであります。以上でございます。

**会 長（石川天王町長）**

今、説明がありましたことについて、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

〔なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

それでは、協議第68号については原案のとおり確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

**会 長（石川天王町長）**

それでは確認となりました。確認月日のご記入をお願いします。

続きまして、追加資料にあります協議第69号、地域審議会の取扱いについてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

**説明者（事務局長補佐 菅原）**

それでは、黄色い表紙の1ページをお願い致します。協議第69号、地域審議会の取扱いについて。地域審議会の取扱いについて、次のとおり提案する。1、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項に基づき、合併前の昭和町、飯田川町の区域を単位として、それぞれの区域に地域審議会を設置する。2、地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を、別紙のとおり定めるものとするという調整内容でございます。

それでは2ページをお願い致します。前回、地域審議会、地域自治区、合併特例区につきまして説明を致しましたが、その中から地域審議会を設置するという調整案でございます。2ページに記載されております、合併特例法で規定されている地域審議会について説明をしたいと思います。根拠条文の合併特例法による地域審議会の条文、第5条の4第2項の規定に地域審議会を設置する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、合併関係市町村の協議により定めるものというふうになされてございます。特例法第5条第9項に市町村建設計画の作成及び変更につきましては、当該地域審議会の意見を聞かなければならないと規定されております。また、地方自治法第138条の4第3項に基づき、地域審議会は長の附属機関でありますので、

合併時において設置しなくとも、新市において必要な場合はいつでも条例で設けることができるものでございます。それでは3ページをお願い致します。3ページに、地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項を、地域審議会の設置に関する協議案として第1条の趣旨から第9条の雑則までを記載してございます。通常審議会を設置する場合には、附属機関にあたりますので条例で定めなければならないものでございますが、新設合併の場合は合併前に条例を定めることができません。このため、条例ではなく合併関係町の協議によりまして、合併前にその設置を決定するとされているものでございます。これは後日、合併廃置分合の議会議決の際に、関連議案として議決を再度お願いすることになるものでございます。内容につきまして、簡単にご説明申し上げます。設置期間は、第2条ではその設置期間を10年間としてございます。これは、この審議会が行うべき主要な項目、新市の建設計画の計画期間、10年ということに合わせてあるものでございます。合併期日の関係上、その期日を入れておりません。

次に組織、第4条でございますが、委員の数を15人以内と致しまして、2項をご覧頂きますと議員からは入って頂いておりません。これは、議員は議会において別途審議する場が別に用意されておりますので、議員は議会の場において審議するのがむしろ望ましいと考えられるからでございます。次に、第5条の条文でございます。委員の任期は2年としてございます。また、第7条では会議の開催と運営方法で採決は一地域に係ることでございますので、通常の場合の過半数での採決としてございます。第8条では、事務局担当部局を記載してございます。現在考えられている組織と機構からは、自治組織を担当する部局において行うこととしたいと考えております。4ページには、県内合併協議会の地域審議会の設置状況を記載してございます。以上でございます。

#### **会 長（石川天王町長）**

今、説明がありましたことについて、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。

#### **鈴木委員（天王町）**

天王町の鈴木です。今の説明の中で、2ページの後段の項目と3ページの説明の前に、これは合併前に設置しなければいけないという説明ですが、この整合性についてもう一度説明してもらいたいと思います。

#### **会 長（石川天王町長）**

要するに、新しい市に条例がないから、今、協議会において協定を結ぶということでしょう。

#### **説明者（専門部会：企画部会長 鈴木）**

企画部会の鈴木です。本来の地域審議会等の関係については、行政の附属機関だというふうなことで、自治法に定めて設置するというふうになる訳ですけども、この場合にはやはりその合併特例法の中で地域審議会というものを特定づけたということでこの形になります。

#### **鈴木委員（天王町）**

まず、この案件第69号が追加になるということで昨日資料を頂いたのですが、私達も昨日資料に目を通した訳ですが非常に素直になれない、すっきりしない議案だというふうに、何か他にあるのかというふうに勘ぐりをしたりしてあれですが、まず第1点は、この案件そのものはやはり統一されるべきと思います。それから第2点は、これと全く相反する訳ですが、この必要性はあるのかということ疑問に思います。これはそれぞれの事情があるだろうけれども、今、私どもは15回まで合併の行動を進めてきたという経緯がある訳で、もちろんこれは痛みもあることですがそれは覚悟の上だということで、そんなに色々なことがあってもそれはそれとしてメリットを追求しようところまで審議してきたと思います。そのようなことで、この新市計画のことについてもここに必

要な場合はいつでも条例で設けることができる訳ですから、これは屋上屋を重ねるだけのことで私は単純に必要なのではないかと思います。

**会 長（石川天王町長）**

その他にありませんか。

**伊藤委員（飯田川町）**

飯田川の伊藤です。地域審議会については、これはもう特例法で定まっている訳で、それでその地域、いわゆる旧町村の主体的な考え方で決められるべき問題だと思えます。従って私は、この地域審議会そのものはどちらかと言うと住民の声を新市になってから反映できる、あるいはできないという、そういう地域の実情の中で市民の声を吸い上げていくというそのための機関でありますので、私は特別、天王さんが設けないということで出ておりますけれども、これはやはり、一応地域の小さいところに声が届かないようなシステムが後々できるような感じがします。例えば議員の数が少なくなっていくとか、あるいはその地域の声が吸収されないという、こういう危惧の念からやはりこういうふうな制度が法律的に設けられていると。ただ天王さんの場合は、私の勝手な予測ですけれども人口も多いし多分議員の数も多くなるだろうというふうな予測をするときは、これはやはり議員からの声が住民からの吸い上げということもあるだろうということで、私達の町の声としてはそういう住民の声をできるだけいい意味で市に反映させていきたいということで、地域審議会を設けたいということです。

**鈴木委員（天王町）**

まず第1点は、私は天王の委員から出さないというその原因そのものに、どこから来たのかという単純なことをまず考える訳です。天王がいいとは誰が決めたのか。例えば、まともはこの説明を聞きますと、新市計画に変更のあった場合はこれにかけなければいけないということがあるようで、先程言ったようにそのときはいつでも条例に。今、伊藤委員が言われたのは住民の意見を聞く会というふうに受け止めていいのかどうか、もう一度確認したいと思えます。住民の意見を徴する機関だということでしょうか。

**会 長（石川天王町長）**

この協議案の第3条で、地域審議会はそれぞれの区域ごとにといいこと云々で、市長の諮問に依じて審議し、答申するものとする。(1)は新市建設計画の変更に関する事項、新市建設計画の進捗状況に関する事項、新市の基本構想の作成及び変更に関する事項、その他市長が必要と認める事項。そして2項で、必要と認める事項について審議し、市長に対して意見を述べるができる。これが地域審議会の職域の内容だと書いてあります。

**鈴木委員（天王町）**

継続しますが、今、伊藤委員が小さいところだとなかなか意見が通らないという話をしたのですが、そういう意味での地域審議会ではないと私は思う訳です。逆に、小さい大きいというのはやっぱり底にあるのかと。この1年間私どもは何をやってきたのかと。やはり色々な議論を重ねながら、町同士、あるいは代表同士が信頼のある尊敬の醸成する場でなかったのか、1年前に戻ってしまったのかと考えもしますし、ベルリンのような壁があるとすればその壁を取っ払ってしまう。38度線のような線引きがあるとすればその線を取り除いていく。いわゆる3万6千人に満遍なく、光が当たれば光があたるように、雨が降ったらみんなで雨をかぶるようなそんな気持ちが大事なのかと思えます。従って、合併については不安などがつきものですが、そんなことや大きい小さいだけでやるとなかなか先が見えないのではないかと。私どもは今日も協議をしました。商工会であろうと社

会福祉協議会であろうと、あるいは体協のような任意団体であろうと、ここで調整してひとつにしていこうという気持ちで色々作業をしているのに、そういう補足的な組織というのは必要なのか。私は前進あるのみで、過去の自分の地域にこだわる、各旧町にこだわる必要はないと、私はそうあるべきだと考えています。

#### **会 長（石川天王町長）**

鈴木さん、このことは商工会と社会福祉協議会は権限外でございますので。

#### **千田委員（天王町）**

先程、伊藤委員の方からあった、この審議会は人口が多いとか少ないとかそういう角度ではなく、いかに行政サービスが低下しないように、効率的な行財政と機構改革を推進するためと新市の建設計画を見極めながら3町の合併後に検討をした方がベストだと思います。

#### **堀井委員（天王町）**

それぞれ意見があってしかりだと思えます。まず私は、任意の時から一番大事なことを確認してスタートしたはずで。対等で合併しましょう。3万6千という大きいグラウンドで新しい自治体を作りましょう。願わくはそれぞれの町でやっていきかけたけれども、外的な諸々の戦後60年の疲れで立ち行かなくなったのでやりましょう。これはそれぞれの見解はあるでしょうが、議会は在任特例、自治体では財源特例を認めると、地域には地域審議会、やはり政府、国も頭がよくて、なるべくまとまるためにはそれぞれにガスを抜くための方策を与えたということの側面。私の個人的な見解かもしれませんが。それを我々が、当事者でありますから万難を乗り越えながら、一番しっかりした自分達の主体性を持った新自治体を作らなければならないと。

そこで先程、飯田川町さんの方からいろいろ話がありましたが、合併を境に垣根を取り払って3万6千という新しい自治体の中で対等に進めていくということが原則であるはずで。それを我々3万6千人は目指さなければならないと思えます。さらにこれは、旧町単位でやるか否かということが主体的、自主的な判断が可能という法律の内容になっていますので、昭和町さんが望めばそれで結構だと思います。さらに飯田川町さんが望めばさらにしっかりした審議会をつくって頂ければ結構だと思います。私も天王町は、議会特別委員会を開きました。先程申し上げたとおり、スタートから垣根を取り払わない、旧町意識を引きずるといのはいかがなものかと。まさしく対等で、しかも平等にやるという、懐を深くしてものをやるべきだと、むしろ天王町が見本を示そうということであえて審議会を設置しないということで議会は満場一致で決めました。もとよりこれは合併そのもの、こういうものはいずれ議会の議決を必要とするものですから、議会の議決機関として現段階では必要であれば自治法によっていつでも設置できるということを含めて、今回は天王の場合は必要なしと。ただ、飯田川さん、昭和さんの意思というものは十分尊重していきましょうということですので、どうか一つご理解を頂きたいと思えます。

#### **伊藤委員（飯田川町）**

今、天王の堀井さんからお話がありました。私はそのとおりだと思います。やはり、旧町の意志というものが反映されて審議会というものがつくられていくべきだと思いますし、理想は最初から一体感をもって進んでいくことはありますが、それなりの色々な面で不安な状況もありますから、やはり私達としては審議会を設置して、できれば審議会は開かれなければ一番いい訳ですけども、そういう意味でできれば審議会を設置して頂きたいと。

#### **会 長（石川天王町長）**

分かりました。昭和さんの方では何かありませんか。

### **赤平委員（昭和町）**

うちの方も一応、議会の方に諮って見ましたが、10年という期限の形でたてる審議会がありますので、何もなければ別に開かなくてもいい訳ですし置いておいた方がいいのではないかという意見が多数を占めましたので、そういう具合にお願いしております。

### **会 長（石川天王町長）**

今、3町それぞれの委員の意見を拝聴致しまして、それぞれの願いはつくろうとつくるまいと良い新市をつくりたいという意見は同じです。原則は旧町3町意思表示でございますので、昭和町、飯田川町はつくる、天王町はつくらないということの提案ですので、この原案のとおり確認してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

### **会 長（石川天王町長）**

それでは確認となりましたので、確認月日をご記入下さい。

続いて、次回開催日についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

### **説明者（事務局長 幸村）**

資料の46ページをお願い致します。次回開催日についてであります。第16回合併協議会の開催日については、7月13日昭和町農村環境改善センターにおいて開催致します。以上でございます。

### **会 長（石川天王町長）**

次回の開催日を予告しました。予定された次第は終わりました。本日はこれを持ちまして、第15回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を閉会致します。ありがとうございました。